高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ 2026 静岡・スルガカップ　大会実施要項

1. 名称 高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ 2026 静岡・スルガカップ

2. 主催 一般財団法人静岡県サッカー協会

3. 主管 一般財団法人静岡県サッカー協会第 2 種委員会

4. 後援 スルガ銀行株式会社、静岡県高等学校体育連盟、静岡新聞社・静岡放送

5. 協賛 株式会社モルテン、株式会社ミカサ

6. 参加チーム

A リーグ：10 チーム

静岡学園高校 2nd　常葉大学附属橘高校　磐田東高校　浜松開誠館高校 2nd　飛龍高校
清水桜が丘高校　清水東高校　藤枝明誠高校 2nd　日本大学三島高校　科学技術高校

B リーグ：10 チーム

静岡学園高校 3rd　浜名高校　聖隷クリストファー高校　藤枝東高校 2nd
清水エスパルスユース 2nd　藤枝明誠高校 3rd　アスルクラロ沼津 U18
浜松開誠館高校 3rd　ジュビロ磐田 U-18 2nd　東海大学付属静岡翔洋高校 2nd

C リーグ：16 チーム

静岡学園高校 4th　清水桜が丘高校 2nd　静清高校　富士市立高校 2nd　浜松工業高校
磐田東高校 2nd　常葉大学附属橘高校 2nd　藤枝明誠高校４th
聖隷クリストファー高校 2nd　焼津中央高校　桐陽高校　清水東高校 2nd　浜松市立高校
飛龍高校 2nd　島田商業高校　浜松西高校

7. 日程 ４月４日（土） ～ 12 月５日（土）

（A ／ B リーグ）

節	開催日	節	開催日
１	０４月０４日（土）０５日（日）	10	０８月２９日（土）３０日（日）
２	０４月１１日（土）１２日（日）	11	０９月０５日（土）０６日（日）
３	０４月１８日（土）１９日（日）	12	０９月１２日（土）１３日（日）
４	０４月２５日（土）２６日（日）	13	０９月１９日（土）
５	０６月１３日（土）１４日（日）	14	０９月２３日（水）
６	０６月２０日（土）２１日（日）	15	０９月２７日（日）
７	０６月２７日（土）２８日（日）	16	１０月１０日（土）１１日（日）
８	０７月０４日（土）０５日（日）	17	１１月２１日（土）２２日（日）
９	０７月１１日（土）１２日（日）	18	１１月２８日（土）２９日（日）

（C リーグ）

節	開催日	節	開催日
１	０４月０４日（土）０５日（日）	９	０７月１１日（土）１２日（日）
２	０４月１１日（土）１２日（日）	10	０８月２９日（土）３０日（日）
３	０４月１８日（土）１９日（日）	11	０９月０５日（土）０６日（日）
４	０４月２５日（土）２６日（日）	12	０９月１２日（土）１３日（日）
５	０６月１３日（土）１４日（日）	13	１０月１０日（土）１１日（日）
６	０６月２０日（土）２１日（日）	14	１１月２１日（土）２２日（日）
７	０６月２７日（土）２８日（日）	15	１１月２８日（土）２９日（日）
８	０７月０４日（土）０５日（日）		

※熱中症対策期間（１６：３０以降キックオフ　ナイター開催）：第８節～第 10 節

8. 参加申込・選手登録変更期間

① ０３月 １０日（火） ～ ０３月２４日（火）
② ０６月 ０２日（火） ～ ０６月０９日（火）
③ ０８月 １８日（火） ～ ０８月２５日（火）
④ １１月 １０日（火） ～ １１月１７日（火）

9. 試合球

(A ／ B リーグ)

アディダス社製『コネクト 26 コンペティション(ADF531C0) 』
ミカサ社製　　『アルムンド 550B (FT550D-BLBS)』
当番チームは上記どちらかを用意すること。

(C リーグ)

当番チームが用意した検定球を使用する。

高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ 2026 静岡・スルガカップ　大会開催規程

第 1 節　総　則

第 1 条 〔総則〕

本規程は、高円宮杯 JFA U-18 サッカーリーグ 2026 静岡・スルガカップ（以下「本大会」という）の運営に関する事項について定める。

第 2 節　試　合

第 2 条 〔大会形式〕

(A ／ B リーグ)

10 チームによる 2 回戦総当たりリーグ方式にて行う。参加チームは大会実施要項を参照すること。

(C リーグ)

16 チームによる 1 回戦総当たりリーグ方式にて行う。参加チームは大会実施要項を参照すること。

第 3 条 〔競技規則〕

すべて国際サッカー連盟（FIFA）および（公財）日本サッカー協会（以下、「本協会」という）の「サッカー競技規則」最新版に従って実施される。

本大会はキャプテンオンリーは適用しない。

第 4 条 〔参加資格と選手証〕

① 本協会に第 2 種登録した加盟チームもしくは準加盟チームであること。

② 本協会および本大会に期日までに参加申込を完了した選手のみが、試合における競技資格をもつ。選手が本大会期間中に移籍をした場合、当該選手は移籍後から大会実施要項に定めた登録変更期間まではリーグ内の異なるチームから出場することはできない。

③ 高体連加盟チームに関しては高体連主催大会の規定に準じ、2007 年 4 月 2 日以降に生まれた者とする。ただし、同一学年での出場は 1 回限りとする。なお出場とは、大会参加申込や試合のエントリーではなく、実際の試合出場を指す。

第 5 条 〔参加申込・登録変更〕

すべてのチームは、所定の手続きにより大会事務局に届け出なければならない。登録変更期間は、大会実施要項を参照すること。

第 6 条 〔参加申込・エントリーできる選手等〕

① 本大会に参加申込（登録）できる選手の人数は制限を設けないが、試合毎にエントリーできる選手の人数は 25 名までとする。

② 大会実施要項に定める参加申込期限（開幕前登録）に間に合わない新高校 1 年生がいる場合、次の登録変更期間までは代替登録を可能とする。ただし、一度代替登録された新高 1 年生は、次の登録変更期間まで登録変更することはできない。

③ チーム役員については、参加申込（事前登録）できる人数の制限を定めない。ただし、監督は各チーム 1 人を登録する（TOP チームと 2nd チーム以降は別チームと見なすため、複数カテゴリーに及ぶチームはそれぞれに監督を立てること。なお、監督は原則としてシーズン通して固定とする）。

第 7 条 〔ブロック選手〕

① プレミアリーグ及びプリンスリーグ東海のメンバー表を添付し、ブロック選手を明確にしてあるチームのみブロック選手外の参加を可能とする。

② 試合前のメンバー表提出の際、県リーグメンバー表に加え、プレミアリーグ及びプリンスリーグ東海のメンバー表を添付し提出する（ブロック選手、ブロック選手以外がわかるもの）。また、2nd チーム等がリーグに参加している場合はすべてのチームのメンバー表を、県リーグのメンバー表に加えて提出する。

第 8 条 〔第 3 種登録選手〕

クラブ申請を行っているチームについては第 3 種選手の登録をすることができる。また、参加申込・登録変更の手続き、期間は第 2 種選手と同様とする。

第 9 条 〔外国籍選手〕

試合に登録することができる外国籍選手は、1 チーム 3 名以内とする。準加盟チーム（JFA 加盟チーム規則第３節）については、その限りとしない。

第 10 条 〔ユニフォーム〕

① 本協会ユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用しなければならない。

② 明確に異なる色の正・副２組のユニフォーム（シャツ、ショーツ及びソックス）を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。

③ ユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された選手番号が胸および背に、明確に表示されなければならない。
なお、選手番号は第１節～第１８節までを固定番号とする。
（※登録変更期間で、登録選手を変更した場合は番号の変更を認める。）

④ 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。

⑤ 前項の場合、主審は、両チームの各２組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。

⑥ キャプテンはアームバンドを着用しなければならない。着用するアームバンドは本協会ユニフォーム規定に準拠すること。

第 11 条 〔フィールド内のチーム要員〕

① フィールド上に用意されたチーム用ベンチには、メンバー提出用紙に記載された選手 14 名、役員・チームスタッフ 6 名の合計 20 名が着席できる。責任ある態度で行動すること。

② チームは、本協会、本大会、もしくは加盟連盟などの決定により、ベンチ入りを停止された者、出場停止処分を受けた者は、フィールドおよび制限されたエリアに立ち入ってはならない。
③ または試合中に主審により退場を命じられた役員・チームスタッフは、フィールド内・ピッチ周辺に留まってはならず、選手などへの指示を出してはならない。
④ あらかじめメンバー提出用紙に記載された役員・チームスタッフの内、その都度ただ1 名のみが、テクニカルエリア内で戦術的指示を伝えることができる。
⑤ 主審が選手の負傷等により試合を中断し、役員・チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合には、2 名に限りピッチ内に立ち入ることができる。ただし、可及的すみやかに負傷の程度を判断したうえピッチ外に退去しなければならない。

第 12 条 〔審判員〕
① 主審については、原則として JFA 公認審判員（３級以上）を協会派遣とする。
② 第４の審判員については、万が一の役割変更にも柔軟に対応できる、任務遂行能力のある者（帯同審判員）を責任もって配置する。

第 13 条 〔試合球〕
メーカー・品名・品番は大会実施要項を参照すること。

第 14 条 〔試合時間〕
① 本大会の試合時間は、A ／ B リーグは 90 分（前後半各 45 分）とし、C リーグは 80 分（前後半各 40 分）とする。
② 後半のキックオフ時刻は、前半終了より 15 分後とする。

第 15 条 〔選手の交代〕
① 試合中の選手の交代は、選手交代は登録選手の中から A ／ B リーグ５名、C リーグ７名までとする。
② 脳振盪またはその疑いのある選手が発生した場合の取り扱いは、次の通りとする。
(1) 1 試合において、各チームは最大１人の「脳振盪による交代」を使うことができる（通常交代には含まれない）。
(2)「脳振盪による交代」は通常交代と判別できるよう、赤色の交代用紙を用いて主審／第４の審判員に知らせる。
(3) 脳振盪を起こした、またはその疑いがある競技者は、PK 戦を含むその試合の残りの時間に出場することができない。
(4) チームが「通常の交代」の人数を全て使い切ってしまったならば、「通常の交代」のために「脳振盪による交代」の枠を使うことはできない。
(5) 「脳振盪による交代」をした場合、相手チームは通常交代とは別に、１名１回の交代を追加で得ることができる。この追加の交代は、「追加の交代要員」のためにのみ使うことができ、「通常の交代要員」には使うことができない。
(6) 「追加による交代」は通常交代と判別できるよう、黄色の交代用紙を用いて主審／第４の審判員

に知らせる。

(7) 交代で退いた競技者が、「脳振盪による交代」及び「追加による交代」で再び競技者になることはできない。

(8) １試合における各チームの「脳振盪による交代」及び「追加による交代」の人数はそれぞれ１名とする。

第 16 条 〔選手交代回数の制限〕

① 試合中の選手交代は A ／ B リーグは３回まで(１回に複数人を交代することは可能)とする。C リーグは回数の規定を設けない。

② A ／ B リーグにおけるハーフタイムでの選手交代は、交代回数に含まれない。

第 17 条 〔飲水タイムと Cooling Break〕

WBGT 数値が条件に達した場合は、「熱中症対策ガイドライン」に基づき、飲水タイムまたは Cooling Break のどちらか一方を実施する。

第 18 条 〔試合の勝敗の決定〕

本大会の試合は、A・B リーグ 90 分間（前後半各 45 分)、C リーグ 80 分（前後半各 40 分）で勝敗が決定しない場合には、引き分けとする。

第 19 条 〔リーグ成立〕

リーグにおいて 1 回戦総当りが開催できた場合、リーグ成立とする。また、成立しなかった場合、終了した試合の公式記録は有効とし、退場による未消化の出場停止処分は懲罰規程に則り、消化されなければならない。

第 20 条 〔順位決定〕

① 本大会の全試合終了した時点で、勝点（勝利 3 点、引き分け 1 点、敗戦 0 点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。また、リーグ自体が途中で開催不可能になった場合で、全チームの試合数が同数の場合、大会事務局の判断の下、勝点で順位を決定する場合がある。ただし、勝点が同一の場合は、次の各項の順序にて順位を決定する。

1) 得失点差

2) 総得点数

3) 当該チーム間の対戦成績（イ.勝点 ロ.得失点差 ハ.総得点数）

4) 抽選

② 不成立試合があり、全チームの試合数が異なる場合は、大会事務局の判断の下、勝点平均（総勝点÷試合数）で決定する場合がある。ただし、勝点平均が同一の場合は、次の各項の順序にて順位を決定する。

1) 当該チーム間の対戦成績（イ.勝点 ロ.得失点差 ハ.総得点数）

2) １試合あたりの得点数

3)　１試合あたりの失点数

4)　抽選

第 3 節　運　営

第 21 条 〔運営責任〕

試合の運営にあたっては、当番チームが責任を負うと共に、当番チームは選手・審判員・役員及び観客などの安全を確保する義務を負う。

第 22 条 〔日程〕

本大会は、大会事務局により決定された日程に従い開催される。日程は大会実施要項を参照すること。

第 23 条 〔会場責任者〕

① 会場責任者は、該当試合の当番チームのスタッフ１名を選出すること。

② 会場責任者は次の事項を行わなければならない。

1)　各試合のキックオフ時刻 60 分前に、チームから提出されたメンバー表をもとに、その試合で着用するユニフォームの色、登録選手、登録役員、出場停止選手、飲水タイム有無および施設利用の注意事項等について、出場チーム監督、主審と確認する（公式カウントダウン及び試合前ミーティングレジュメに従う）。その他確認事項は試合前日までに行う。

2)　テクニカルエリア及びウォーミングアップエリアを設置する。

4)　試合会場の設備、運営状況を確認し、不備があれば指導する。

5)　試合中断または競技中の悪質な違反による退場などの重大な事項が発生した場合に、大会事務局に直ちに連絡すること。

第 24 条 〔係員〕

当番チームは、試合実施を円滑に進行するため、原則として次の各項の補助係員をおき、必要な業務を行わせる。

① ボールパーソン（試合前ミーティングにて確認、若干名）

② 担架要員（4 名以上（或いは当該対戦チームで相互）、担架は会場で最低 1 台用意しておくこと）

③ 記録員

第 25 条 〔メンバー提出〕

① 双方のチームは、キックオフ時刻の 60 分前までに必要事項を記入したメンバー提出用紙を当番チーム会場責任者に提出し、試合エントリーを完了しなければならない。
ベンチ入り出来る役員の数は６名以内とし、メンバー表に役職・序列を記載する。

② 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審の承諾を得た場合に限り認められる。

1)　先発選手の場合、控え選手を先発選手に変更し、新たな選手を控え選手として補充することができる。当該先発予定選手を控え選手に変更することはできないが、ゴールキーパーについては

例外として認める。

2） 控え選手の場合、新たな選手を補充することができる。ただし、補充する選手は出場チームが参加申込をした選手の中からとする。

第 26 条 〔キックオフ時刻〕

① いずれのチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を守らなければならない。

② 試合当日にキックオフ時刻を変更する場合は、事前に会場責任者の承認を得なければならない。

第 27 条 〔公式記録〕

① 記録員は当番チームより選出すること。

② 記録員は、所定の公式記録用紙により、試合記録を作成し、試合終了後、内容確認のため主審・会場責任者および両チームの監督の署名を受けること。

③ 当番チームは、公式記録を試合終了後、その日のうちに県リーグ Google ドライブにアップすること。『公式記録』原本は、後日、リーグ事務局に提出すること。

第 28 条 〔試合の中止および中断の決定〕

① 試合の中止は、主審、当番チームの会場責任者が大会事務局と協議のうえ決定する。

② 主審が試合の中断を決定した場合、当番チームは試合を再開することができるよう最善の努力を行わなければならない。

③ 当番チームは、会場の都合や、アウェイチームの帰宅時間等を考慮して、試合前に最終終了時刻の確認をし、試合関係者に伝える。

④ 雷での中断の際は、鳴り終わりから 20 分後に再開する。待機時間は③を考慮した上で、可能な限りの時間とする。中断時間は 45 分から 60 分までとする。再開する際は、15 分程度ウォーミングアップの時間を設ける。また、霧で視界不良となった場合、中断、再開は会場での判断に委ねる。

第 29 条 〔不可抗力による開催不能または中止〕

試合が不可抗力により開催不能または中断となった場合、当該試合の取り扱いについては、次の各項に定める。

① 前半終了までに中止された場合は、第 14 条①に定める時間で再試合とする。

② 前半終了後に中止された場合は、その時点のスコアで試合成立とする。

第 30 条 〔開催不能または中止となった試合の記録〕

開催不能または中止となった試合の出場および得点の取り扱いについては、次の項目に定める。

第 14 条①に定める時間の再試合の場合は記録されない。ただし、警告・退場による出場停止処分の消化については大会規律委員会に委ねられるため、記録として残る場合がある。

※大会規律委員は、２種規律委員（２種委員長、２種審判委員長、２種技術委員長）とする。

第 31 条 〔敗戦とみなす場合〕

試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由のあるチームは、原則として 0 対 3 で敗戦したものとみなす。境界線は、原則としてキックオフ時刻とする。

【帰責事由について】

(1) 帰責事由にあたらないとみなす移動手段は、発着時間の明確となっている電車を利用した場合の遅延や運休等によるものとする。

(2) 自家用車やバスなど発着時間が不確定な交通手段を使用したことによる遅れは、帰責事由にあたるとする（事故や工事による道路規制や通行止め、またはそれに伴う渋滞による遅れは、全て帰責事由にあたる）。ただし、天災等による道路の寸断などについては、帰責事由に該当しないとし、再試合について検討する。

(3) 感染症等の理由により試合実施が不可能であると申請があった場合、またそれに伴う休校等も同様の扱いとする。

(4) 試合が中止された場合に発生したグラウンド使用料等の扱いについては、以下の通りとする。

ア） 一方のチームに帰責事由がある場合は、帰責事由のあるチームの負担とする。

イ） 帰責事由がない場合は、大会事務局で負担する。

(5) 大会規律委員会において最終決定する。

第 32 条 〔懲罰〕

本大会における懲罰に関しては、下記のとおり定める。

① 本大会の警告の累積は、本大会で消滅し、プレーオフ等には影響を及ぼさない。

② 本大会期間中に警告を 3 回受けた選手等は、直近の本大会 1 試合に出場できない。なお、本大会期間中に科せられた警告の累積は他大会には影響を及ばさない。繰り返した場合、最低 2 試合に出場できない。

③ 本大会において退場を命じられた選手等は、自動的に直近の本大会 1 試合に出場できず、それ以降の処置については大会規律委員会において決定する。繰り返した場合、最低 2 試合に出場できない。

④ 退場による出場停止処分は、同一競技会における直近の試合に適用されるものとする。同一競技会において消化しきれなかった場合、残存の出場停止処分は、当該出場停止処分を受けたチームが出場する直近の公式試合において、その処分を消化するものとする。複数チームをリーグ戦にエントリーしていたとしても、異なるレベルのリーグ戦において出場停止処分は消化しない。

⑤ 退場による出場停止処分を受けた場合は、その出場停止処分を科された当該リーグ戦において処分を消化する。ただし、選手登録変更ウィンドウが開いて登録チームを移動した場合は、未消化の退場による出場停止処分は移動先のリーグで消化する。

⑥ 本大会で発生した退場による出場停止処分は、本協会および高体連が主催するすべての大会に適用される。

⑦ 本大会において、他大会等の出場停止処分を消化する場合は、事前に大会事務局まで報告しなければならない。

第 33 条 〔未登録・出場停止を受けた選手が出場した際の処分〕

出場資格の無い選手が試合に出場した場合、当該選手及びチーム関係者の故意過失の有無にかかわらず、当該試合は没収され、当該選手が所属するチームが０対３で敗戦したものとして扱われる。ただし、当該チームにとって、実際の試合結果における得失点差のほうが不利となる場合は、実際の試合結果を有効なものとする。 当該チームへの懲罰については２種規律委員会にて協議の上決定される。

第 34 条 〔棄権〕
本大会に参加申込後の棄権は一切認めない。やむを得ない事情で参加不可能になった場合は直ちに大会事務局に通知し、改めて文書にて理由書を提出する。大会事務局は理由書に基づき審議の上処置するが少なくとも次年度の本大会には出場できない可能性がある。

第 35 条 〔異議申し立て〕
試合中の判定などについて、いかなる異議申立ても受け付けない。試合に関する、意見、質疑がある場合は出場チームより、大会事務局宛の意見書を提出すること。

第 39 条［公営施設の会場費］
公営施設の会場費は、請求書を事務局に送る手立てを取ること。もしくは、立替をして後日、事務局に領収書を渡すこと。会場使用料の領収書の宛名は『一般財団法人静岡県サッカー協会』と記載すること。

第 5 節　表　彰

第 40 条 〔表彰〕
各リーグ優勝チームには、トロフィーを授与する。

第 6 節　その他

第 41 条 〔昇降格〕
その年度の試合結果をもとに実施する。

① プリンスリーグ東海参入戦の条件を満たす A リーグ上位 2 チームがプリンスリーグ参入戦の出場権を得る。
② A リーグは、9 位・10 位のチームが次年度各 B リーグに降格することを原則とするが、降格チーム数はプリンスリーグ昇降格チーム数により変動する。ただし、最下位１チームは必ず次年度 B リーグに降格とする。
③ B リーグは、9 位・10 位のチームが次年度 C リーグに降格することを原則とするが、降格チーム数はプリンスリーグ昇降格チーム数により変動する。ただし、最下位１チームは必ず次年度 C リーグに降格とする。昇格の条件を満たす B リーグ上位 2 チームが A リーグに昇格する。
④ C リーグは、11 位・12 位・13 位・14 位・15 位・16 位のチームが次年度地区リーグに降格することを原則とするが、降格チーム数はプリンスリーグ昇降格チーム数により変動する。ただし、最下位１チームは必ず次年度地区リーグに降格とする。昇格の条件を満たす各地区リーグ上位２チーム合計 6 チームが C リーグに昇格する。

※入れ替えについては、上記を原則とするが上位リーグの昇降格のチーム数や県リーグ所属チームの消

滅に応じて昇降格するチームが変動する。

第 42 条 〔その他〕
本規程に定めるもののほか、実施に必要な事項は大会事務局、２種委員長、２種規律委員長、２種技術委員長において協議のうえ決定する。

付則
本規程は、該当年度 4 月 1 日より効力を発する。